

揖保川水系揖保川圏域河川整備計画懇談会設置要綱

(設 置)

第1条 河川法第十六条の二に基づき、兵庫県西播磨県民局長（以下「県民局長」という。）は、「揖保川水系揖保川圏域河川整備計画懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置する。

(目 的)

第2条 懇談会は、揖保川水系の河川整備計画（以下「河川整備計画」という。）変更にあたり、県民局長に対して意見を述べることを目的とする。

(検討事項)

第3条 懇談会において以下の事項を検討する。

- (1) 河川整備計画の変更について
 - ・河川整備計画の目標に関すること
 - ・河川の整備の実施に関すること。
 - ・河川の維持または保全に関すること。
- (2) その他関連事項について

(懇談会)

第4条 懇談会は、別表に掲げる委員により組織する。

- 2 委員は県民局長が委嘱する。

(座 長)

第5条 懇談会には座長を置く。

- 2 座長は、委員のうちからあらかじめ県民局長が指名する者をもって充てる。
- 3 座長は、委員を代表し懇談会の会務を総括する。
- 4 座長不在の時は、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

- 2 議長は座長が務める。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議の職務に従事できない場合は、あらかじめ座長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 4 座長が必要と認めた場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝 金)

第 7 条 委員及び座長が必要と認めた委員以外の者が会議に出席したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 前条第 3 項の規定に基づき委員の代理人が出席した場合は、代理人に対し代理人名義で委員本人と同額の謝金を支給する。

(旅 費)

第 8 条 委員及び座長が必要と認めた委員以外の者が会議に出席したときは、別に定めるところにより、旅費を支給する。

- 2 第 6 条第 3 項の規定に基づき委員の代理人が出席した場合は、代理人に対し代理人名義で旅費を支給する。

(事務局)

第 9 条 懇談会の事務局は、兵庫県西播磨県民局光都土木事務所とする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるものの他、懇談会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元 年 6 月 4 日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 2 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

揖保川水系揖保川圏域河川整備計画懇談会 委員名簿

区分	氏名	役職等
学識経験者等	辻本 剛三	熊本大学大学院先端科学研究部水圏環境分野教授
	八百 俊介	神戸市立工業高等専門学校教授
	三橋 弘宗	兵庫県立大学自然・環境科学研究所講師
	圓尾 哲也	西播愛鳥会会長
	鳥居 勝芳	元宍粟市山崎町田井自治会会長
	横田 清	揖保川漁業協同組合代表理事組合長
地元関係者	徳永 耕造	たつの市連合自治会会長
	野村 和男	宍粟市連合自治会会長
	大坪 津義	宍粟市連合自治会副会長
	野毛 邦明	宍粟市連合自治会副会長

(順不同・敬称略)